

# 主任介護支援専門員更新研修Q&A

	該当要件	Q・A	内 容	
共通要件に関する質問	① ②	Q 【変更】	平成24年度、25年度、26年度の主任介護支援専門員研修修了者は受講可能か	
		A	受講は可能ですが、23年度迄の主任介護支援専門員研修修了者を優先して募集しますので申込状況によっては受講できません 平成24年度～26年度修了者で受講を希望される方は、必ず事前に電話連絡をして下さい (平成29年4月1日の省令改正により、26年度修了者が経過措置対象者となったため、変更となっています)	
		Q 【変更】	平成27年度以降の修了者の受講対象期間はどのようになっているか	
		A	平成29年4月1日省令改正により、従来のもので変更になっています。具体的には、平成26年度の主任介護支援専門員研修修了者が経過措置対象者となり、平成32年3月31日が期限として組み込まれました。別表「主任介護支援専門員更新研修受講早見表(愛知県版)」を参照して下さい	
		Q	提出事例は他の介護支援専門員に対する指導・支援の事例でなければならないか	
		A	受講者による介護支援専門員の指導・支援の実践事例の提出が条件です。自分自身の事例は不可です	
		Q	一人ケアマネの場合は指導・支援の事例提出が極めて困難であるがどうしたら良いか	
		A	地域において活動の機会を得ていただくなど、色々な機会に指導の場を見つけて下さい	
個別要件に関する質問	①	Q	実務研修の研修実施機関として実習生を受け入れ指導を行った場合は受講条件に該当するか	
		A	該当します。「介護支援専門員に係る研修の講師経験者」に該当します。申込の際には、研修実施機関が発行する「実習受入れ証明書」の写しの提出が必要になります。	
		Q	研修企画、講師・ファシリテーターの経験で介護支援専門員向け研修とあるが介護支援専門員限定でないといけないか	
		A	受講対象者を介護支援専門員のみ限定するものではありません。 介護支援専門員を含めた介護・相談職全般の研修等も対象となります	
		Q	介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている国家資格はどのような資格ですか(個別要件②にも該当)	
		A	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士(含管理栄養士)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	
		Q	研修の対象期間に産休、育休期間は除外して良いか	
		A	対象期間中に通算で8回以上参加の要件については満たしていただく必要があります	
		Q	研修企画、講師・ファシリテーターの経験の算定できる期間はどのようは範囲ですか	
		A	平成25年度から平成29年度の受講申込日前日までに講師は1回以上、ファシリテーターは2回以上の経験が必要です	
		Q	ファシリテーターとはどのような役割が該当しますか	
		A	研修実施機関から依頼を受け、研修時に講師と共に受講者へ指導・助言を行う等により、研修の進行を推進する者をいいます。 受付や進行の司会者は該当しません。	
	Q	介護支援専門員に係る研修の企画とはどのような役割が該当しますか		
	A	年間を通じて、介護支援専門員に係る研修の企画担当者(研修委員や役員としての参画等)として、企画から開催まで主に関わった場合を指します。 企画業務への関わりが薄い場合(講師依頼、会場予約、研修案内作成、受講者管理等事務への関わりのみ)は該当しません。		
			Q	同一法人内での研修は該当しますか
			A	該当しません。 研修受講対象者に他法人などの受講者が含まれておれば該当します
			Q	対象となる研修の内容は
			A	介護支援専門員向けの法定外の研修で、内容が介護支援専門員の資質向上に資するものであること 法定研修[介護支援専門員実務研修、更新研修(専門Ⅰ、専門Ⅱ)、主任介護支援専門員研修、実務従事者基礎研修等)以外の研修で介護支援専門員として必要とされる専門知識・技術を習得するための研修等をいいます。パソコン教室、英会話教室等は該当しません。
			Q	「法定外の研修に年4回以上参加した者」とありますが、年4回以上とはどの期間になりますか
			A	平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了された方は、現在特例期間になっております。 従って、今年度(平成29年度)受講される方の対象期間は、平成27年度及び28年度と今年度(平成29年度)の主任介護支援専門員更新研修受講申込日までの通算です。通算で8回以上が条件になります
			Q	研修の回数はどのように数えたら良いですか
			A	1つの研修として算定できる時間の用途は、3時間以上の研修であること(妥当な休憩時間を含む) 複数回の研修時間を加算して3時間以上で1回の研修とする考え方はありません 複数日に亘る研修について、1日毎を1回とする考え方はありません 午前中に3時間、午後3時間と異なる研修を受講した場合は2回として算定可能です
			Q	他府県の研修は対象となるか
			A	対象となります
		Q	研修が受講条件に合致したものであるかどうか不明な場合や予め事前に可否を明らかにしたい場合はどうすれば良いか	
		A	以下の方法で問合せして下さい (1)受講者の場合 研修内容が判る資料(案内状、募集要項、カリキュラム等)を当振興会へファックス等で送付のうえ照会する (2)研修実施機関の場合 研修実施前に研修内容が判る資料(案内状、募集要項、カリキュラム等)を当振興会へ送付のうえ照会する 受講条件に合致していると判断された場合は、募集の際に案内状等への対象研修である旨の表示を可能とします(事前登録制)	
		Q	研修への参加証明はどのようにすればよいか	
		A	修了証、履修証明書と研修内容が確認できる案内状、カリキュラム等の写しを添付して下さい。 修了証等の様式については、任意の様式で構いませんが、受講者名、研修名、研修日時、実施機関の証明印等の記載が必要です。	
		Q	日本ケアマネジメント学会以外の他団体が実施する研究大会等において「ケアマネジメントに関する研究内容」の演題発表を行った場合は該当するか	
		A	該当しません	
		Q	認定ケアマネジャーの証明は何を提出すればよいか	
		A	有効期間内の認定ケアマネジャー認定証の写しを提出して下さい	

個別要件に関する質問	④	Q	主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有するものであり、都道府県が適当と認める者とは、どのような者ですか
		A	「主任介護支援専門員更新研修受講要件について」の個別要件⑤を参照して下さい。2点ありますが、どちらかに該当しておれば結構です。 ・地域包括支援センターで主任介護支援専門員として従事している介護支援専門員で、個別要件の①～④に該当していなくて地域包括支援センターの業務運営に支障があって市町村長の推薦がある者。 個別要件①～④に該当する方は個別要件⑤は該当しません ・愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会が平成25年度～27年度の3年間に開催した愛知県介護支援専門員資質向上研修の修了者
		Q	平成24年度以前開催の資質向上研修は該当しないのか
		A	該当しません。直近3ヶ年としています
		Q	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会開催のファシリテーター研修は該当しないのか
		A	該当しません
事例提出に関する質問	Q	主任介護支援専門員更新研修を受講する前に準備することがありますか	
	A	研修受講前に自身の「介護支援専門員の指導・支援の実践事例」を提出する必要がありますので、指導をした際には記録を残しておくようにして下さい	
	Q	3類型以上に関連した指導事例が無い場合はどうしたら良いか	
	A	提出事例を増やして対応して下さい	
登録・更新等に関する質問	Q	主任介護支援専門員資格の有効期間は	
	A	有効期間は主任介護支援専門員研修修了日から5年間です 平成25年度迄に修了された方は経過措置がとられています 別添の「主任介護支援専門員更新研修受講早見表(愛知県版)」を参照して下さい	
	Q	主任介護支援専門員更新研修を受講しなかった場合どうなりますか	
	A	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が満了した場合は、主任としての資格喪失となります。 但し、介護支援専門員証の有効期間内であれば、介護支援専門員としての業務に従事することは可能です	
	Q	主任介護支援専門員更新研修を受講すれば、介護支援専門員証の更新研修は受講しなくて良いか	
	A	主任介護支援専門員更新研修を受講し、かつ修了すれば、通常の介護支援専門員更新研修は免除となります	
添付書類に関する質問	Q	主任介護支援専門員更新研修を修了した後に更新申請の手続きは必要ですか	
	A	別途、更新の手続きが必要で 主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは介護支援専門員証の更新手続きは免除とはなりません	
	Q	主任介護支援専門員更新研修が修了する前に介護支援専門員証の有効期間が満了する場合、主任介護支援専門員更新研修を受講できますか	
	A	受講できません 介護支援専門員証の有効期間内に主任更新研修を修了できない場合は、先に通常の更新研修を受講していただき、介護支援専門員証の有効期間を更新した後、主任介護支援専門員更新研修を受講して下さい	
	Q	介護支援専門員証そのものをA4サイズに拡大する必要があるか	
	A	介護支援専門員証そのものをA4サイズに拡大する必要はなく、多少大き目に拡大してA4サイズの台紙で送付下さい	
	Q	添付書類は写しで良いか	
	A	基本的に写しで結構です	
	Q	修了証や履修証明書が無い又は間に合わない場合はどうしたら良いか	
	A	研修参加報告書や出席者名簿等本人の参加が確認できる書類を提出して下さい	
	Q	「職能団体が開催する法定外の研修等」において、修了証明書の発行が無い場合は、どうしたら良いか	
	A	修了証明書等の発行がない場合は、受講したことがわかる個人名が記載された書類の写し等を提出して下さい。 例えば、氏名、研修名、研修日時等が記された参加通知等です	
Q	愛知県主任介護支援専門員資質向上研修について修了証が見当たらないがどのようにしたら良いか		
A	本研修については、当振興会で修了者が把握できますので確認のための添付書類は不要とします		
Q	愛知県シルバーサービス振興会が実施した研修については、受講確認書類は必要ですか		
A	愛知県シルバーサービス振興会が実施した研修については、研修名および実施日等の申告のみで結構です		
Q	ファシリテーターの経験を証明する様式Ⅰの研修実施機関の印は必ず必要か		
A	極力押印をお願いしますが、やむを得ない場合で講師依頼書・案内状等で確認が可能であれば押印無くても結構です		
その他	Q	やむを得ない理由により、研修の一部を受講できなかった場合は救済措置はあるでしょうか	
	A	研修受講者の遅刻・早退や欠席は原則認めません 但し、やむを得ない理由により研修の一部を受講できなかった場合は、翌年度の主任介護支援専門員更新研修で同等のカリキュラムを受講し、修了評価を受ければ、修了できます。あくまでも翌年度の受講に限ります	
	Q		
	A		
Q			
A			